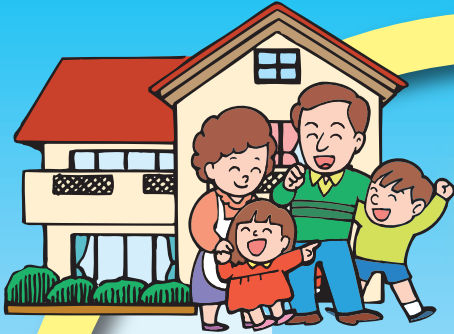


加賀市は

ポイ捨て等のない 美しいまちづくりを 推進しています



市民等

- 市や事業者の活動に協力します
- 良好な生活環境に向けた自主的な活動に取り組みます

市・市民等・事業者が協働して 美しいまちづくりに努めましょう

市

- 美しいまちづくりに対する意識を高め市民等や事業者の活動を援助します
- 美しいまちづくりのための施策を策定し、実施します

事業者

- 従業員や市民等と共に自主的な活動を行います
- ポイ捨て等の防止の意識の啓発に努めます

「加賀市ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例」が制定されています

**ポイ捨て等の行為は
条例で禁止・制限
されています！**



ポイ捨ての禁止



飼い犬等の
ふんの放置禁止



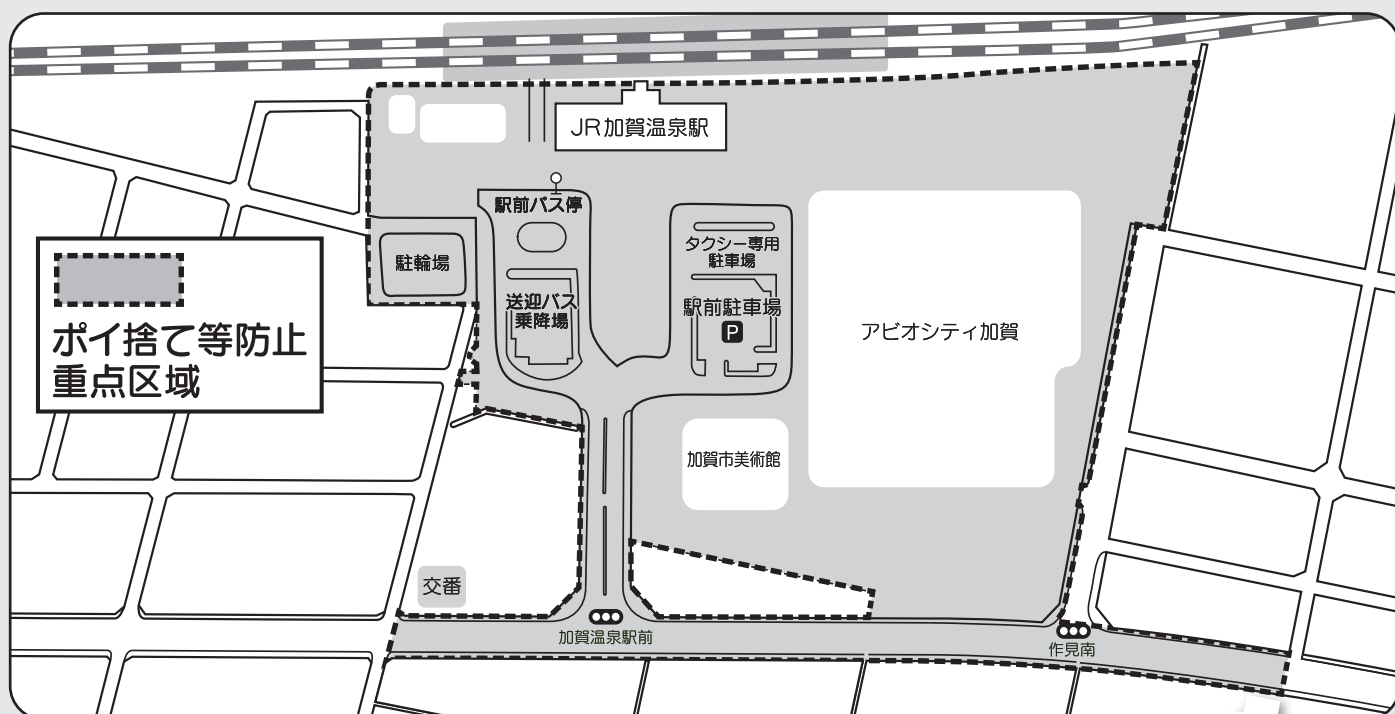
路上喫煙の制限



加賀市

裏面もご覧ください。

加賀温泉駅前はポイ捨て等防止重点区域です



上記のポイ捨て等防止重点区域では次の行為が禁止されます。



ごみのポイ捨て



飼い犬等の
ふんの放置



喫煙場所以外
での喫煙

これらの行為を発見した
場合は、行為をやめるよう
指導・勧告・命令を行います。

加賀市ポイ捨て等防止条例に基づく命令の違反者には
過料1,000円が科されます。

Q1

「ポイ捨て」とはどういう行為をいいますか？

A1

たばこの吸殻や空き缶、空き瓶、ペットボトルなどの飲食物の容器、チューインガムのかみかす、紙くずなどの容易に捨てることができるものをごみ箱などの決められた場所以外の場所に捨てる行為をいいます。



Q2

「喫煙場所」はどこですか？

A2

施設や広場などの管理者が灰皿を設置した場所をいいます。
灰皿が設置された場所以外での **歩きたばこ** や **携帯灰皿による喫煙** は
禁止されます。

